公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成30年４月16日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　田中　伸和

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

○第２号

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　愛宕山周辺地区（Ｆ・Ｇ地区）市街地再開発事業に係る事業計画推進等業務

⑶　業務内容　（仮称）愛宕山周辺地区（Ｆ・Ｇ地区）市街地再開発事業に係る次の業務。

①　権利者合意形成に係る資料作成
②　設計業務との調整
③　資金計画の検討
④　床価格の算出及び事業成立性の検討
⑤　事業参画に係る資料の作成
⑥　事業計画認可に係る資料作成
⑦　権利変換計画作成に係る資料作成
⑧　機構の指示に基づく上記業務に係る関連資料、説明資料等の作成

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から平成34年３月31日まで

⑸　業務実施形態　本業務においては、入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、発注者の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」

http://www.ur-net.go.jp/order/の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所

提出期間　４⑶の参加表明書提出期限に同じ。

提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札課　電話03―5323―4782

提出部数　２部（１部押印し返却します）

２　競争参加資格

⑴　次の①から⑥に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

②　当機構の東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「調査」の業務区分の認定を受けていること。

③　平成20年度以降に完了した、以下のいずれかの業務の実績（下請けによる業務の実績を含む。）を有すること。

東京都内の市街地再開発事業※１における事業計画推進等業務※２

※１　市街地再開発事業とは都市再開発法に定める市街地再開発事業をいう

※２　事業計画推進等業務とは事業推進における諸手続きや調整を行っている業務を指す

④　平成20年度以降に完了した上記③に掲げる業務の実績（下請、出向又は派遣による業務の実績を含む。）を有し、次のいずれかの基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。

・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
・再開発コーディネーターの資格を有する者
・再開発プランナーの資格を有し、登録を行っている者
・都市再生事業等の従事者として25年以上の技術的実務経験を有する者

※「都市再生事業の従事者」とは、都市再生事業（市街地の整備改善を行う事業）の事業者としての国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む。）または民間企業の職員・社員のことをいう。

⑤　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止の措置を受けていないこと。

⑥　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

３　総合評価に係る事項

⑴　総合評価の方法

①　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。

②　価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）

③　技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

技術評価点＝60×技術点／技術点の満点

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目ごとに評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

・企業の経験及び能力
・予定管理技術者の経験及び能力
・実施方針
・評価テーマに関する技術提案

⑵　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑴によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当支社等

①　入札及び契約に関する事項

〒163―1313 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13階　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　総務部経理課　電話03―5323―0469　ＦＡＸ03―5323―0638

②　参加表明に関する事項　〒103―0028 東京都中央区八重洲１－３－７　八重洲ファーストフィナンシャルビル18階　独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　都心業務部　虎ノ門エリア計画第２課　電話03―5200―8683（担当　前田）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　説明書については、機構ＨＰにて公表する。

なお、説明書の交付を希望する場合は、下記のとおり交付する。

交付期間　平成30年４月16日（月）から平成30年６月11日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10 時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで。

交付場所　４⑴②に同じ。

⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法

①　提出期限　平成30年５月７日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時までの間は除く。）

②　提出場所　４⑴②に同じ。